

「令和8年度ふくし就職フェア及びふくしフェア 2026」

開催事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業の名称

「令和8年度ふくし就職フェア及びふくしフェア 2026」開催事業委託業務

(2) 事業の目的

ア. 令和8年度ふくし就職フェア

福祉の仕事の魅力を発信し、イメージアップを図るとともに、福祉・介護職場に対する不安や疑問を解消し就労意欲を向上させ、福祉事業者との面談により新たな就労を支援することを目的とする。

イ. ふくしフェア 2026

福祉の仕事への関心を高めるために、小・中・高校生といった若い世代を含めたより幅広い県民に対して、短期的・長期的の両方の視点から人材の新規参入や定着促進策を一層強力に推進することを目的として、福祉の魅力・未来・可能性を発信していく体験型イベントを開催する。

(3) 事業内容等

「令和8年度ふくし就職フェア及びふくしフェア 2026」（以下、「フェア」という。）における次の事業について委託する。

なお、今回のプロポーザル審査では、フェアの広報業務や、会場設営等について提案いただくものであり、具体的な事業内容等は次のとおりとする。

ア. フェアの開催を広く周知するため、チラシ・ポスターの作成やテレビCMの制作・放送等を行う。

イ. 次の（ア）及び（イ）のフェアを開催する。

（ア）県内の福祉事業者と就職・転職希望者の就職説明会を通じた就職支援を行うとともに、福祉・介護資格取得方法や資格取得支援制度の周知など、福祉・介護分野の各種情報を総合的に案内すること等を目的とした就職説明会を開催する。

①第1回ふくし就職フェア

- a. 開催日時 (a)対 面：令和8年8月22日（土）午後1時から午後4時まで
- b. 会 場 高知市文化プラザかるぼーと 第1～第3展示室（高知市九反田2-1）

②第2回ふくし就職フェア

- a. 開催日時 (a)対 面：令和9年2月21日（日）午後1時から午後4時まで
- b. 会 場 高知市文化プラザかるぼーと 第1～第3展示室（高知市九反田2-1）

（イ）福祉の体験、福祉に関する相談及び福祉機器の展示等の情報発信を行うイベントを開催する。

- ①開催日時 令和8年10月3日（土）午前10時から午後4時まで
- ②会 場 イオンモール高知（高知市秦南町1丁目4-8）
セントラルコート、南コート、イオンホール

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月8日まで

2 見積限度額

16,210,700 円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別に定める「令和 8 年度ふくし就職フェア及びふくしフェア 2026 開催事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

4 企画提案者の決定方法

公募型

5 企画提案者の募集

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 (<https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>) 及び高知県福祉人材センターのホームページ「フクシでグッジョブ」 (<https://www.fukushi-jinzai.com/>) に公募情報を掲載し、企画提案者を募集する。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

また、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と高知県社会福祉協議会は企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。

なお、10 日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）以内（予定）に交渉が整わない場合は、改めて高知県社会福祉協議会が次点者に選定された者と交渉を行う。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 主要取扱業務はイベント企画並びに運営全般、広告全般にわたるものとし、高知県内に事業所を有するものであること。
- (3) 過去において、国・地方公共団体又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 共同企業体で参加する場合は、代表者が上記 7（1）から（5）を全て満たすものとし、

その構成員においては（５）に該当するものとする。

8 留意事項

共同企業体で応募するときの留意事項は次のとおりとする。

- （１）事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していること。なお、参加申込書に当該協定書等を１部添付して高知県社会福祉協議会に提出すること。（別添様式を参照）
- （２）共同企業体の適切な名称を設定の上、代表者を選任すること。
- （３）代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責を負うこと。
- （４）代表構成員及びその他構成員は、同時に２以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募はできないこと。

9 事前説明会

- （１）日時 : 令和８年４月７日（火）午後１時から
- （２）場所 : 高知県ふくし交流プラザ ５階 研修室D
- （３）内容 : 事業概要、企画提案書作成のポイント等について
- （４）注意事項 : 会場の都合により１事業者当たり３名までの参加とする。
説明会への参加は、当プロポーザル参加の必須要件ではありません。

10 質疑と回答

質疑は、令和８年４月１４日（火）午後５時までに別紙様式１により持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）若しくはFAXで提出すること。なお、郵送又はFAXの場合は、電話で着信の確認をすること。

質疑と回答の内容はホームページ（<https://www.fukushi-jinzai.com/>）に掲載する。

11 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者は、別紙様式２によりプロポーザル参加申込書を提出すること。

- （１）提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）のいずれかとする。
- （２）提出期限 令和８年４月１７日（金）午後５時必着
センター窓口での受付時間は平日午前９時から午後５時まで
- （３）提出先 下記17の問合せ先と同じ

12 企画提案書の作成及び提出

別に定める「令和８年度ふくし就職フェア及びふくしフェア 2026」開催事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領のとおり。

また、提出期限は令和８年５月８日（金）午後１時必着とし、別紙様式３により提出書類の開示に係る意見書も併せて提出すること。

13 審査

別に定める「令和８年度ふくし就職フェア及びふくしフェア 2026」開催事業委託業務公募型プロポーザル審査要領のとおり

14 審査結果

審査結果は、令和8年5月22日（金）の発送により、全ての参加者に文書で通知する。
なお、必要に応じて候補者には電話連絡することもある。

15 日程

日 時	内 容	備 考
令和8年4月1日（水）	公募開始	
令和8年4月7日（火）	プロポーザル審査会事前説明会	午後1時
令和8年4月14日（火）	質疑書提出期限	午後5時〆切
令和8年4月17日（金）	プロポーザル参加申込書提出期限	午後5時〆切 後日決定通知
令和8年5月8日（金）	企画提案書及び提出書類の開示に係る意見書提出期限	午後1時〆切
令和8年5月19日（火）	プロポーザル審査委員会	午後1時
令和8年5月22日（金）	審査結果通知発送	

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（高知県社会福祉協議会内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県社会福祉協議会情報公開規則第13条に基づく開示請求があった場合には、開示の対象文書になる。
なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規則第11条の規定により非開示となるため、提出書類のうち非開示を希望する部分を示すとともにその具体的な理由を別紙様式3により提出すること。
ただし、開示・非開示の判断は、別紙様式3に基づき行うものではなく、別紙様式3を参考に、同規則に基づき高知県社会福祉協議会が客観的に判断する。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

17 問合せ先

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ1階
社会福祉法人高知県社会福祉協議会 総合人材センター
TEL 088-844-3511 FAX 088-821-6765

18 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後における高知県社会福祉協議会との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。
 - ア. 提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合

- イ. 審査委員、高知県社会福祉協議会職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ウ. プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象に該当することが判明した場合